

平成30年度教育委員会定例会会議録

日時	平成30年5月23日(水)		
	午後1時02分～午後1時47分		
場所	中央公民館2階第1会議室		
出席者			
藤井	教育長	川添	管理課長
溝口	委員	今吉	社会教育課長
林	委員	西高	管理課長補佐
二見	委員		

議決事項

件名	提案理由	審議の状況	裁決の次第
議案第2号	照日神社境内の植物の町文化財指定解除について	特記事項なし	決定
議案第3号	平成30年度大崎町奨学生の決定について	特記事項なし	決定

会議要旨

1 開会

2 前回会議録の承認

3 委員の報告

委員

・別紙のとおり

## 委員

### ・菱田小学校訪問 5.23

子ども達の見とどけがなされ、個別指導の徹底、学習週間の徹底により学力向上に結果が出てきていることによりかなり感銘いたしました。先生方一丸となって声掛け、虫歯の治癒率 100%、そして情報共有により、先生と生徒で菱田小学校を作り上げていると感じました。

## 委員

### ・県市町村教育委員会連絡協議会定期総会 5.21

業務改善の話があったときに、新聞記事の見出しがショッキングで、過労死ラインを超えている中学校の先生が半数を超えているという話がありました。依然見た記憶はありましたが、改めて話を聞きながらその見出しを見るとこの問題は緊急性が高い問題だと改めて感じたところでした。

午後からの講演は、食育に関する講演でしたので、改めて食べることは大切と感じました。子どもとの関係が育まれ、その後良い思い出となって何か有った時に乗り越えて行けるのが食育で、家での食事の大切さであると感じました。

### ・菱田小学校訪問 5.23

いつもながら落ち着いていて、子ども達も頑張っていてとても良い様子を見せていただきました。

## 4 教育長行政報告

### 1 地区校長会 4.26 (金)

・毎年この日に懇親会も行っていますが、今回錦江町の教育長が辞められましたので不在となります。県内で教育長不在は、錦江町・長島町・瀬戸内町で先日の会で曾於市の教育長も辞めるとの事でした。

### 2 地区校長研修会 4.27 (金)

町医師会・歯科医師会との打合せ会

### 3 朝礼 5.1 (火)

### 4 教科書採択協議会 5.2 (水)

・今年は曾於市に事務局を引き受けていただきました。

### 5 奨学生選考委員会 5.7 (月)

町 PTA 理事会

・町 P 連の会長に許可を頂き出席させて頂きました。出席の理由はフッ化物洗口の件で、少しでも理解を深めて頂きたいと考えて説明しました。

### 6 地区教育振興会理事会・総会 5.8(火)

・大崎町が事務局で現在 2 年目を迎えています、曾於市・志布志市と協力して残り 1 年間を事務局として進めて行きます。

地区体育協議会理事会・総会

### 7 全国町村教育長会 5.9(水)～11(金)

### 8 土曜授業 5.12 (土)

町小体連ミニバレー大会

・好例のミニバレー大会は、大崎小が 2 チーム、教育委員会 1 チーム、中学校

1 チームの合計 9 チームの参加でした。優勝は、大丸小でした。

9 町 P 連総会・懇親会 5.15 (火)

・挨拶でフッ化物洗口やコミュニティースクールの事を話しました。

10 町体育協会総会 5.16 (水)

11 CS 合同研修会・運営委員会 5.18 (金)

・一堂に会して第 1 回目コミュニティースクールを開催することができました。  
大分から講師に来ていただいて良い研修ができました。終了後は川畑に移動して懇親会を開催しました。

12 県教育委員連絡協議会総会 5.21(月)

県市町村教育長会総会

県教育委員会との懇談会

13 国体実行委員会 5.22 (火)

14 菱田小学校訪問 5.23(水)

## 5 報 告

報告第 9 号 大崎町学校運営協議会委員の委嘱について

課長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 6 第 1 項及び同条第 2 項の規定に基づき、大崎町学校運営協議会委員に下記の者を委嘱したので、大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則第 19 条第 3 項の規定により報告する。

1 提案理由 学校運営協議会の設置に伴う選任

2 委嘱期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

3 委嘱する各学校委員

大崎中学校

職 名	氏 名
大崎公民分館長	川 畑 紘 一
菱田公民分館長	原 口 博 光
中沖公民分館長	久 徳 博 文
大丸公民分館長	藤 島 浩 二
持留公民分館長	岡 元 修 一
野方公民分館長	弓 削 一 弘
菱田地区住民代表	川 畑 光三郎
野方地区住民代表	上 村 裕 一
地域男性代表	隈 本 信 昭

大崎中サポーター「輝」代表	福 留 利 郎
大崎町商工会代表	今 福 和 幸
大崎中学校 PTA 会長	美 ・ 勇 作
旧大崎中学校 PTA 会長	西 竹 信 也
地域女性代表	小 野 まゆみ
地域女性代表	村 上 勝 子
コミュニティー・スクールコーディネーター	中 野 伸 一
大崎中学校校長	安 藤 晋 哉
大崎中学校担当教諭	折 田 晃 幸
教育委員会管理課長	川 添 俊一郎
教育委員会社会教育課長	今 吉 孝 志

#### 大崎小学校

職 名	氏 名
大崎公民分館長	川 畑 紘 一
元 P T A 会長	萩 原 洋 一
主任児童委員	宮 下 和 子
馬場自治公民館長	山 下 幸 男
P T A 会長	胡 摩 薫
P T A 副会長	宮 内 かおり
シルバー人材センター事務局長	上 野 浩 二
文化協会会長	二 見 安 正
校長	竹 下 健一郎

#### 菱田小学校

職 名	氏 名
菱田公民分館長	原 口 博 光
菱田公民分館副館長	川 畑 光三郎
民生委員	藤 元 幸 次
菱田保育園長	甲斐崎 中
前 P T A 会長	児 玉 高 徳
P T A 会長	神 崎 大 輔
校長	山 鹿 真 人

中沖小学校

職 名	氏 名
中沖公民分館総務部長(元 PTA 会長)	大 野 達 夫
P T A 会長	下 村 昭 一
中沖公民分館事業部長(元 PTA 会長)	中 島 政 孝
元主任児童委員	久 徳 多美恵
校区女性代表	小 野 千 洋
中沖保育園長	甲斐崎 博 子
校長	松 田 恵 子

持留小学校

職 名	氏 名
民生委員	岡 留 幸 子
公民分館長	岡 元 修 一
保護司	原 田 正 人
元 P T A 会長	有 村 秀 幸
P T A 会長	岡 元 寛
校長	長 澤 俊 英

大丸小学校

職 名	氏 名
学識経験者	中 村 幸 士 郎
公民分館長	藤 島 浩 二
民生委員	鷲 東 早 苗
行政経験者	石之脇 和 久
P T A 会長	穂 園 洋 幸
民生委員	諸 木 ノリ子
校長	牧 口 廣 久

野方小学校

職 名	氏 名
公民分館長	弓 削 一 弘
主任児童委員	堂 園 隆 二
民生委員	山 下 海 征
野方子ども会会長	相 星 一 巳

野方公民分館青少年育成部長	上 村 裕 一
P T A会長	藤 岡 真 澄
校長	恐 田 正 行

教育長

以上，報告のとおりである。

全委員

異議なし。

## 6 議 事

議案第 2 号 照日神社境内の植物の町文化財指定解除について

課長

大崎町文化財保護条例（昭和 53 年大崎町条例第 18 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき，照日神社境内の植物について町文化財の指定解除を行いたいので，大崎町教育委員会の行政組織等に関する規則（昭和 40 年教育委員会規則第 2 号）第 8 条第 12 号の規定に基づき，教育委員会の議決を求める。

### 大崎町文化財保護条例

（文化財の指定等）

**第4条** 教育委員会は，町の区域内に存する文化財のうち町にとって重要なものを，次の各号に掲げる区分により，それぞれ当該各号に定める町指定文化財（以下「町指定文化財」と総称する。）に指定することができる。

- (1) 有形文化財 大崎町指定有形文化財（以下「指定有形文化財」という。）
- (2) 無形文化財 大崎町指定無形文化財（以下「指定無形文化財」という。）
- (3) 民俗文化財 大崎町指定有形民俗文化財（以下「指定有形民俗文化財」という。）又は大崎町指定無形民俗文化財（以下「指定無形民俗文化財」という。）
- (4) 記念物 大崎町指定史跡，大崎町指定名勝又は大崎町指定天然記念物（以下「指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）

2 前項の規定による指定をしようとするときは，教育委員会はあらかじめ指定しようとする有形文化財，有形の民俗文化財又は記念物の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合はこの限りでない。

3 教育委員会は，第1項の規定により，無形文化財を指定無形文化財として指定しようとするときは，保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

4 教育委員会は，第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をしようとするときは，あらかじめ大崎町文化財保護審議会に諮問しなければならない。

5 第1項の規定による指定及び第3項の規定による認定は，その旨を告示するとともに，当該指定有形文化財，指定有形民俗文化財又は指定史跡名勝天然記念物（以下第6条から第8条まで及び第15条において「指定有形文化財等」という。）の所有者及び権原に基づく占有者並びに当該指定無形文化財の

保持者又は保持団体として認定しようとするもの(保持団体にあつては、その代表者)に通知してするものとする。

6 第1項の規定による指定及び第3項の規定による認定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。

7 第1項の規定による指定及び第3項の規定による認定をしたときは、教育委員会は、当該指定有形文化財又は指定有形民俗文化財の所有者に指定書を、当該指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に認定書を交付しなければならない。

8 教育委員会は、無形文化財を指定無形文化財として指定した後においても、指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

9 前項の規定による追加認定には、第4項から第7項までの規定を準用する。

(文化財の指定の解除等)

**第5条** 町指定文化財が、町指定文化財としての価値を失つた場合、その他特別な理由があるときは、教育委員会は、当該指定文化財の指定を解除することができる。

2 指定無形文化財の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合、その他特別な理由があるときは教育委員会は、当該保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3 町指定文化財について、[法](#)及び県条例の規定による文化財としての指定があつたときは、当該町指定文化財の指定は、解除されたものとする。

4 指定無形文化財の保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、指定無形文化財の保持者のすべてが死亡したとき又は保持団体のすべてが解散したときは、当該指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

5 第1項の規定による指定の解除及び第2項の規定による認定の解除には、前条第4項から第6項までの規定を、第3項による解除には前条第5項の規定を準用する。

6 前項の規定で準用する前条第5項の規定による通知を受けた者は、速やかに当該町指定文化財の指定書又は認定書を教育委員会に返付しなければならない。

教育長

議案第2号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全委員

挙手

【可 決】

議案第3号 平成30年度大崎町奨学生の決定について

課長

平成30年度大崎町奨学生を次のとおり決定したいので、大崎町奨学金貸与条例第7条及び大崎

町教育委員会の行政組織等に関する規則第8条第11号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

#### 奨学生募集経過

平成30年度は、町ホームページ及びお知らせ版にて周知し、4月2日から4月20日までの間、募集を行った結果、別紙のとおり3名の応募があった。

これに基づき、大崎町奨学生選考委員会規則第3条により5月7日に大崎町奨学生選考委員会を開催し、奨学生の選考を行った。

また、大崎町奨学金貸与条例第7条により、同日に町長の承認を得た。

#### 大崎町奨学金貸与条例(抜粋)

(奨学生の決定)

**第7条** 奨学生は、奨学生選考委員会の選考を経た者について町長の承認を得て教育委員会が決定する。

(参考)

(奨学金の額)

**第4条** 奨学金の額は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校又は高等専修学校に在学する者 月額 15,000円
  - (2) 高等専門学校に在学する者 月額 25,000円
  - (3) 大学又は専門学校に在学する者 月額 30,000円
- 2 前項の奨学金には、利息を附けない。

教育長

議案第3号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全委員

挙手

【可 決】

## 7 委員から提出された動議の討論等

なし。

## 8 その他

委員

・県の連絡協議会が必要かと言うことなのですが、この連絡協議会は教育委員の勉強の場と委員の資質向上が目的でした。新しい教育委員会制度になって委員長が残っている市町村と混合していますが、全市町村が新制度に移行した場合は連絡協議会が必要かとの意見が出ています。



教育長

・県内の教育長会は年3回ほど開催されますが、この連絡協議会みたいな研修の場は無いので、残す方向で検討してもらいたい。

## 9 翌月の行事等

6月 4日 (月)	大崎小学校学校訪問	(9時50分～13時)
6月18日 (月)	大崎中学校学校訪問	(10時～13時)
6月25日 (月)	大丸小学校学校訪問	(10時～13時)
	定例教育委員会	13時30分～(役場応接室)
	総合教育会議	15時～(役場応接室)

## 10 閉 会

会議録署名人

教育長

委 員

委 員

委 員

委 員